

(1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、「都市計画法第18条の2」に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、策定に当たっては、公聴会の開催等住民の意見を反映させる措置を講じること、プランを定めたときには公表すること、都道府県知事に通知することが都市計画法に規定されています。

その主な役割は以下の通りです。

- ①概ね20年後のまちの将来像を示す。
- ②まちづくりのための総合的な整備の方針を示す。
- ③市が定める都市計画の基本的な方向を示す。
- ④市民と市と一緒にまちづくりを考える指針を示す。

(2) 都市計画マスタープランの構成と策定の進め方

四日市市都市計画マスタープランは、四日市市の総合計画等に即し、市のまちづくりの将来像を明示するものであり、「全体構想」と、「地域別構想」から構成されます。

本市では、先ず「全体構想」を策定し、市域全体の将来像を示したうえで、市民の皆様とともに、地域や地区等の単位でより詳細な内容を含む「地域別構想」を策定していくこととしています。

